

第4次三鷹市基本計画の 第2次改定(1次案)がまとまりました

ご意見をお寄せください

市では、今後のまちづくりの進め方について基本的な考え方をまとめた「第4次三鷹市基本計画(第1次改定)」の中期4年間の計画期間が満了し、現在、令和2年3月の確定に向けて「第4次三鷹市基本計画」の第2次改定を進めています。

今回、施策の体系や主要事業などを盛り込んだ「第4次三鷹市基本計画(第2次改定)」の「1次案」を確定しましたので、その概要についてお知らせします。

12月に確定する「2次案」に向けて、みなさんのご意見をお寄せください。

これまでの歩み

昭和 53年 8月 三鷹市基本計画策定

平成 4年 1月 第2次三鷹市基本計画策定

13年11月 第3次三鷹市基本計画策定

24年 3月 第4次三鷹市基本計画策定

※「1次案」の全文は市ホームページからご覧いただけます。
また、市立図書館、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、コミュニティセンターで閲覧できます。



総論 計画の基礎

基本目標

「人間のあすへのまち」

基本構想が掲げる目標の実現を計画の基本目標とします。

目標年次

2022(令和4)年度とします。ただし、今後の基本構想の改定および第5次基本計画の策定を見据えるなど、中長期的な視点を盛り込んだ計画としています。

第4次基本計画の期間と第2次改定の対象とする期間

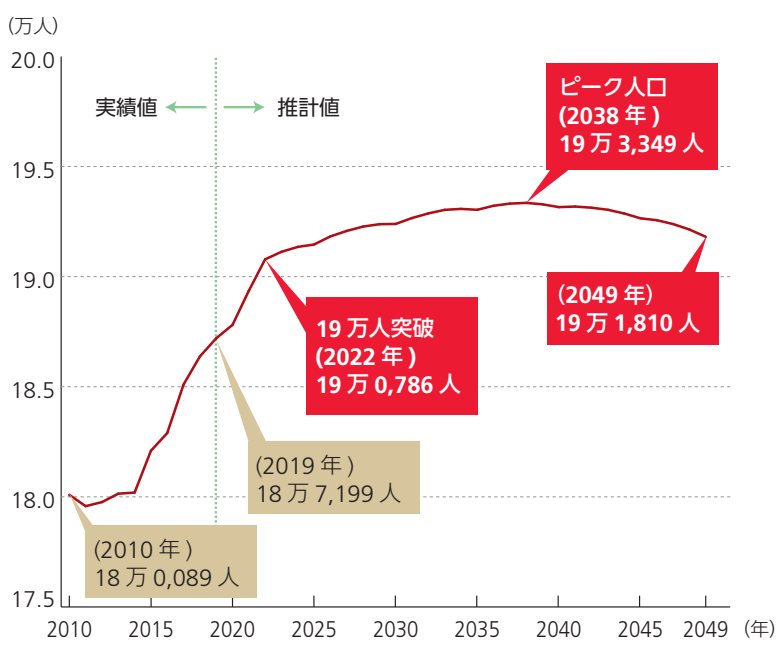
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市長選挙	○				○				○			
計画期間	前期				中期				後期			

人口の将来推計

①人口の将来推計

2019(平成31)年1月1日の住民基本台帳人口をもとに独自に推計した将来人口では、2022年に19万人を超えた後も緩やかな増加が続き、**2038年に人口のピーク(19万3,349人)を迎えます。**その後、徐々に減少に転じますが、2049年でも19万人を超える見込みとなっています。

総人口の実績値と将来の推計値

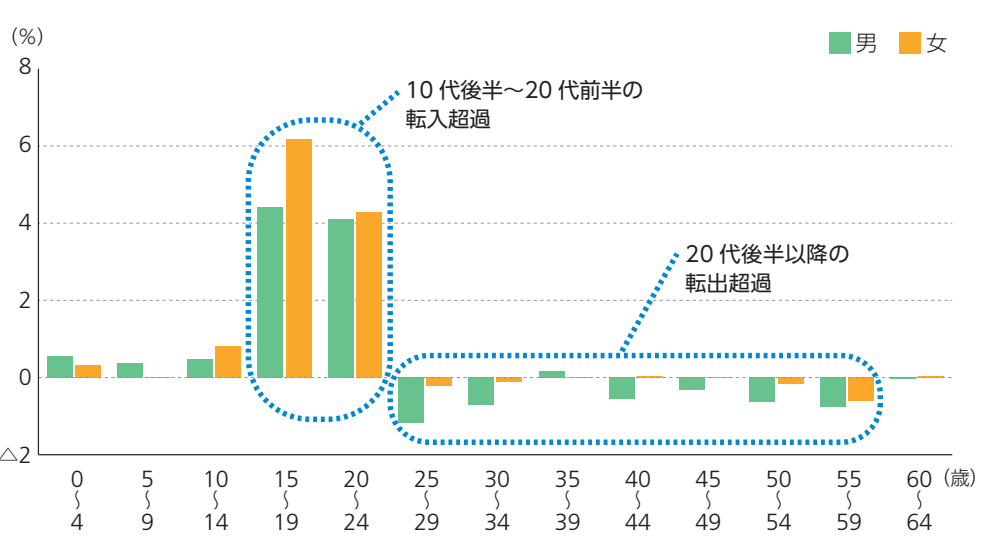


②転入出の状況について

男女ともに**18歳から24歳において転入超過が多い**ことが特徴で、特に18歳から19歳になると22歳から23歳になるときに、より多く転入超過しています。これらは、大学への進学に伴う転入、または大学卒業後の就職などによる転入の影響が考えられます。

市においてはこの若年層の転入超過により、これまで生産年齢人口が維持され、総人口の増加にもつながってきました。一方で、20代後半以降の世代については、特に男性において転出超過の傾向が見られます。今後の安定的な税収の確保に向けて生産年齢人口を維持するためには、この世代が定住するための魅力あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

性別年齢別純移動率の仮定値(2019年～2049年の平均)



各論

第1部 世界に開かれた
平和・人権のまちをつくる

第1 国際化の推進

外国籍市民などの増加が見込まれることから、多言語による情報提供の充実、相談窓口の拡充・強化とともに、国際交流や多文化理解に関する事業により、多文化共生意識の醸成に向けて広く市民に啓発します。

① 外国籍市民等の日常生活支援の充実

「通訳・翻訳ボランティア」が外国籍市民などのニーズに臨機応変に対応できるよう、三鷹国際交流協会と連携し、新たな仕組みを創ります。

② 多言語による情報提供の充実

より多様な言語で頻度と鮮度の高い情報提供を行うため、「広報みたか」を10言語で電子配信します。

③ 「多文化共生センター」(仮称)の整備に向けた取り組み

国際交流センター機能の拡充を図るため、三鷹駅前再開発の進捗などを踏まえて、「多文化共生センター」(仮称)の整備に向けて検討します。

第2 平和・人権施策の推進

平和への思いを次世代へ継承するため、学校での平和教育や戦争体験談のアーカイブ化の継続とともに、新たな方策を検討します。また、子どもをはじめ、すべての人の基本的人権が尊重されるまちを目指します。

① 平和事業の積極的な推進

戦争体験談のアーカイブ化をさらに推進し、「みたかデジタル平和資料館」に随時公開するとともに、SNSへの展開や多言語化に取り組みます。

② 人権意識の総合的啓発

すべての人の基本的人権の尊重とあらゆる差別の解消に向けて、さまざまな事業を推進し、総合的な啓発を図ります。

③ 平和への思いの継承に向けた仙川公園の名称変更

戦後75年を迎えるに当たり、平和の

第2部 魅力と個性にあふれた
情報・活力のまちをつくる

第1 情報環境の整備

希求の思いを次世代へ継承するため、公募などにより市民の意見を聴きながら仙川公園の名称を変更します。

第3 男女平等参画社会の実現

性別に関わらず個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女平等参画社会の実現に向けて、意識啓発などに取り組みます。

① 男女平等参画に関する市民意識の向上

男女平等参画に関する市民意識の向上に向けて、SNSの活用をはじめ、啓発手段などを総合的に検討し、さらなる普及啓発に取り組みます。

② 配偶者等からの暴力と男女平等参画を阻害するハラスメントの未然防止と被害者支援の推進

早期発見・早期解決に向けた関係機関との連携強化、被害者の迅速な安全確保に取り組みます。また、暴力に対する正しい理解の促進や未然防止を目指します。

③ ライフ・ワーク・バランスの更なる推進

働き方改革の推進などにより、市全体でライフ・ワーク・バランスの実現に取り組みます。



ライフ・ワーク・バランス応援フェスタinみたか

る市民農園の適切な配置と拡充を図ります。

第3 都市型産業の育成

市内のものづくり産業や情報・コンテンツ産業、SOHO事業者などの操業継続支援や経営基盤の強化を進め市内産業の活性化を図ります。また、多様な都市型産業の集積と育成を図り「産業と生活が共生する都市」を目指します。

① 都市型産業誘致条例に基づく企業誘致の推進

「三鷹市都市型産業誘致条例」に基づき、市内への優良企業の誘致を推進するとともに、市内事業所の増設や移転を支援します。

② 工場移転や周辺環境に配慮した設備導入等への支援

市内工場の住環境に配慮した施設・設備の導入や耐震補強などを行うに当たり、都の制度などを活用して支援します。

③ 三鷹市導入促進基本計画に基づく事業者の生産性の向上支援

生産性向上特別措置法に基づき「三鷹市導入促進基本計画」により、先端設備への投資を促進し、事業者の生産性向上を支援します。

第2 都市型農業の育成

「農のあるまちづくり」を推進するため、JA東京むさしなど関係団体と連携を深め、農地保全とともに、経営の近代化による生産性の向上や農とのふれあいなどにより、都市型農業の振興を図ります。

① 農地制度の活用などによる農地の保全

農地の貸借制度の適切な運用や「特定生産緑地制度」の指定支援のほか、相続時の農地存続制度の創設などを国などへ要請します。

② 地産地消の推進

野菜や緑化植物など市内産農産物の活用を推進し、小中学校などの給食での市内産農産物使用率30%を目標に取り組みます。

③ 市民農園の拡充

北野の里(仮称)などのふれあいの里や新しい農地貸借制度の活用などによ

商業機能の一層の充実を図るとともに、イベント開催によるにぎわい創出など、さらなる商業振興および地域の活性化に取り組みます。

② 都市型観光の推進

市内の地域資源を活用し「住んでよく訪れてよい」まち三鷹の実現に向けた都市型観光を推進します。また、2020東京オリンピック・パリンピック競技大会開催を契機に、外国人と市民が交流を楽しめるにぎわいあるまちを目指します。

① ジブリ美術館、井の頭公園への来訪者を活かした観光振興

ジブリ美術館や井の頭公園への来訪者が市内での買い物、食事、まち歩きツアーなどを楽しめるよう、市民、事業者と協働で取り組んでいきます。

② コミュニティリズムと広域連携の推進

「三鷹らしい」都市型観光の振興を推進し、地域の活性化を目指すとともに、近隣自治体などとの連携による市民交流人口の拡大を図ります。



山本有三記念館

③ ICT技術を活用した観光の振興

多言語での情報発信、SNSなどを介したコミュニケーション、アプリケーシヨンの提供など、ICT技術を活用した観光振興を図ります。

第5 消費生活の向上

市民の消費生活の安定・向上を図るため、消費者相談事業とともに、自立した「賢い消費者」育成に向けた消費者教育の充実および消費者啓発を推進し、消費者被害の防止を図ります。また、就業支援などを通じて多様な働き方の支援を進めます。

① 消費者活動センターの機能充実の検討
複雑多様化する消費者問題の課題解決に向けて、三鷹駅南口中央通り東地区再開発による交流人口の増加も見据えながら、同センターの役割や機能などの充実に向けた検討を進めます。



消費者活動センター

② 消費者教育の充実及び消費者被害防止の推進

「各世代の消費者教育の充実」や「高齢者への積極的な見守り対策の強化」など、市民の消費生活に関する施策を推進します。

③ 多様な働き方への支援

女性、若者、シニア世代などの就職・再就職に向けたセミナー開催や、起業・副業・兼業など多様化する現代の働き方への支援を行います。

第6 再開発の推進

三鷹駅前地区の再開発など都市再生の拠点となるまちづくりについては、それぞれの地域特性に沿った「三鷹らしい」取り組みを進めることにより、「付加価値の向上」や「三鷹の魅力向上」につなげていきます。

① 三鷹駅前地区再開発の推進

三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業を拠点とした事業を推進し、地域の活性化および「子どもの森(仮称)」の実現に向けて取り組みます。

② 市庁舎・議場棟等整備の再調整

市庁舎・議場棟などの整備について、事業の枠組み全体を見直します。また、公共施設の劣化状況などを踏まえ、整備の優先順位について検討を進めます。

③ 三鷹台駅前等のまちづくりの推進

東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針」に基づき、取り組みを進めます。

第3部 安全とつながるおいのある 快適空間のまちをつくる

第1 安全で快適な道路の整備

自動車交通量の変化や交通安全対策に関する地域ニーズなどを踏まえ、すべての通行者にとって安全で快適な都市空間などの整備を推進するとともに、周辺のまちづくりに取り組むなど、まちづくりと一体となったまちづくりを進めます。

①主要幹線道路の整備と周辺のまちづくりの推進

「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき、東京都などと連携して都市計画道路網の整備の推進を図ります。

②主要生活道路の整備の促進

市道第47号線の整備の推進に取り組みます。また、市道第56号線については引き続き道路拡幅を推進します。

③みちづくりと一体となったまちづくりの推進

「あんしん歩行エリア」などの指定がされていない幹線道路周辺の生活道路についても、同エリアの整備手法を活用して、安全対策を積極的に推進します。

第2 緑と水の快適空間の創造

環境に配慮した高品質な緑化を目指すとともに、景観に配慮した三鷹らしい緑の空間の確保に努めます。また、防災都市づくりおよび市民のニーズを踏まえた公園・緑地などの適切な活用に向けて、市民との協働により取り組みます。

①緑と水のネットワークの構築及びグリーンベルトの創出

緑を点・線から面的に広げ、緑と水のネットワークを創出し、三鷹版グリーンベルト(仮称)となるような取り組みを進めます。

②ふれあいの里の整備及び周辺の景観づくりの推進

「ふれあいの里」などの整備と活用の推進および「北野の里(仮称)」の具現化に向けて取り組み、景観に配慮したまちづくりの検討を進めます。

③災害に強く安全で安心な特色ある公園・緑地の整備

多様化する公園へのニーズや防災都市づくりの視点を踏まえ、防災に寄与し、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを市民と協働で進めます。



丸池公園

第3 住環境の改善

①住環境の改善

三鷹市が快適な生活空間となるよう、都市計画制度を活用し協働型のまちづくりを推進します。また、バリアフリーのまちづくりを進めるため、新たな重点整備地区を位置付けます。空き家については、総合的・計画的な対策を進めます。

①都市計画制度の活用による良好な都市環境の形成(用途地域等の見直し)

用途地域や特別用途地区など都市計画制度を活用しながら、住環境と商工業が調和した良好な都市環境の形成を推進します。

②分譲マンション維持管理啓発事業の推進

東京都の管理状況届出制度などとの連携を図り、マンション管理士などの協力を得ながら管理不全な状態を予防し、適正な管理を促進します。

③バリアフリーのまちづくりの推進

「バリアフリーのまちづくり基本構想2022」を改定し、すべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進します。

②安全安心のまちづくり

「安全で安心して暮らせるまち」は市民の願いであることから、その実現に向け、生活安全の推進母体である生活安全推進協議会を中心として、市民・事業者・警察など関係機関との連携により、取り組みを推進します。

①安全安心・市民協働パトロール体制の拡充

市民や警察など関係機関との連携を強化し、市内事業者との協働による安全安心・市民協働パトロールを拡充します。

②振り込め詐欺等の特殊詐欺対策の強化

振り込め詐欺などをはじめとした特殊詐欺の被害防止を図るため、市民や警察など関係機関と一層の連携を図り、特殊詐欺被害防止対策を強化します。

③防犯カメラの設置等による地域防犯力の向上

公共の場所に設置し、犯罪の防止を目的とする防犯カメラについて、東京都と連携して安定的かつ継続的な運用を支援します。



街頭防犯カメラ

第4 災害に強いまちづくりの推進

災害に強い都市基盤の整備を推進するとともに、三鷹中央防災公園・元気創造プラザをはじめ各防災拠点が担う機能の一層の明確化と連携手法の検討を進め、防災都市の構築を目指します。

また、防災に関する積極的な情報提供と市民意識の向上を図り、市民の自助および共助による地域の防災力の強化に取り組みます。

①災害に強い基盤整備事業等の推進

三鷹市生活道路網整備基本方針に基づき、狭あい道路などの拡幅による防災機能の向上を図ります。

②防災都市の構築に向けた危機管理体制の強化

防災都市の構築に向けて、各防災拠点が担う機能の一層の明確化と連携方法の検討を進め、危機管理体制の強化に取り組みます。

③自主防災組織及び各種コミュニティによる地域防災力の強化

地域の防災力の強化と地域防災リーダーの育成を図ります。また、市民の自助および地域の共助による防災力の強化に取り組みます。

第5 都市交通環境の整備

市民の利便性や地域の活性化につながるバスネットの再構築など、誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備を進めます。自転車交通環境の改善に向けて、公共駐輪場の適正化や交通安全対策を推進します。

①みたかバスネットの再構築

コミュニティバスの運行について、利便性の向上や地域の活性化などにつながるよう、抜本的な見直しを行います。

②三鷹駅南口駅前広場の交通環境の改善

三鷹駅南口駅前広場内で車両混雑が生じていることから、運用ルール、バス・タクシーなどの乗降場所の再配置などについて取り組みを進めます。



三鷹駅南口広場

③公共駐輪場及び駐車場の適正化の推進

利便性の高い駐輪場の運営・整備などを推進するとともに、再開発の推進に伴い駐輪場および駐車場の再編に向けて検討を進めます。

第4部 人と自然が共生できる 循環・環境のまちをつくる

第1 環境保全の推進

持続可能な社会の形成に向け、SDGsの理念を認識し、自然環境と生活環境が調和した都市を目指します。市民の環境への意識や行動を高める取り組みを進めるとともに、公害防止やエネルギーの有効活用などの施策を推進していきます。

①防災エコタウン開発奨励事業(仮称)の推進

災害時におけるエネルギー供給の確保、平常時における温室効果ガスの排出削減、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策を同時に実行する「防災エコタウン開発奨励事業(仮称)」に取り組みます。

②サステナブル都市の実現に向けた環境施策の推進と研究

再生可能エネルギーなどの設備を導入する際に、環境基金を活用して助成支援を行い、地域から地球環境を保全する取り組みを進めます。

③環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進

SDGsとの関連性を意識した三鷹市独自の環境マネジメントシステムを構築し、市の事業活動と二本化した環境に配慮した活動を進めます。

第2 資源循環型ごみ処理の推進

資源循環型社会の形成に向けた分別排出の重要性を啓発しながら、さらなるごみの減量・資源化に取り組みます。また、快適な生活環境を保っていくため、身近なところからまちの美化を推進します。

①環境センターの解体及び跡地利用の検討

環境センターの安全な解体に向けた取り組みと、古着などのストックヤードの整備を含めた跡地の利活用について検討を進めます。

②し尿等投入施設(下水道放流方式)の整備

仮設トイレなどで発生するし尿等の安定した処理のため、市民センター内での

整備などに向けて検討を進めます。

③ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新に向けた検討

老朽化が進んでいる「ふじみ衛生組合リサイクルセンター」(平成6年度稼働)の更新に向けた検討を進めます。



ふじみ衛生組合リサイクルセンター

第3 水循環の促進

計画的かつ効率的な下水道事業の運営と、健全な下水道経営によるサービス充実を進めます。また、災害に強い都市を目指し、安定した下水道機能の確保と耐震性の向上を図るとともに、近年多発する都市型水害にも対応していきます。

①下水道再生計画の推進(長寿命化事業)

効果的・効率的に下水道管路、東部水再生センターおよびポンプ場施設の長寿命化事業を推進します。

②下水道再生計画の推進(地震対策事業)

震災時にも継続して使用可能な下水道施設を目指し、防災拠点周辺などの下水道管路において、地震対策事業を推進します。

③都市型水害対策の推進

集中豪雨による「都市型水害」に対処するため、緊急を要する箇所に「雨水管・雨水貯留施設」などを整備します。

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第1 地域福祉の推進

すべての市民が個人として尊重されることを基本に、自助・共助・公助の連携による「高福祉のまち」の実現と、地域住民が共に支え合い、いきいきと活動ができる地域共生社会の実現を目指します。

①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

各地域ケアネットワークが取り組む、地域の特性に応じた多様な活動の充実と発展に向けた支援を継続します。



地域ケアネットワーク・新川中原のサロン活動

②災害時避難行動要支援者支援事業の推進

避難行動要支援者名簿を、協定締結した三鷹消防署や自主防災組織、町会・自治会などに提供し、災害時の避難支援体制の整備を図ります。

③福祉人財の養成と活動支援

基金の活用も視野に入れながら、福祉人財の確保・育成を図ります。また、人財づくりの拠点として「どんぐり山」の活用に取り組めます。

第2 高齢者福祉の充実

高齢者一人ひとりがいつまでも健康で生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して年齢を重ねることができるよう、地域社会の実現を目指します。

①在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関の連携をさらに推進し、地域全体で高齢者を支えていく体制の充実を目指します。

②地域福祉の担い手としての活動支援

地域や社会との関わりの中で、生きがいをもち、健康に暮らせるよう、地域活動・生涯学習施策などを推進し、高齢者が活躍できる場を拡充します。

③認知症高齢者の支援

尊厳を保ちながらの穏やかな生活と家族の安心を実現するため、認知症に対応した施策の拡充を図り、「認知症にやさしいまち三鷹」を目指します。

第3 障がい者福祉の充実

障がいのある方などの人権が尊重され、住み慣れた地域において個性を活かした社会の一員として自立した生活と活動ができ、障がいの有無に関わらず誰もが共生できるまちづくりを目指します。

①心のバリアフリーの推進

高齢者・障がい者の人権・疾病などに関する理解を深めるために、地域の方々と高齢者・障がいのある方との交流機会を提供します。

②障がい者の就労の推進

障がいのある方のみならず雇用側への支援を行い、就業機会の確保に努めます。また、工賃の向上にも取り組み、就労の充実を図ります。

③地域移行・地域定着支援の充実

ご本人の意向などを尊重しながら、長期入院・入所者の地域への移行と定着のための支援を積極的に進めます。

第4 生活支援の充実

生活に困窮した誰もが相談しやすい体制を整備するとともに、自立に向けた支援の充実・推進を図り、生活保護制度の適正化に取り組めます。

①生活保護制度の適正な運用

最低限度の生活を保障するとともに、社会的・経済的な自立を促進します。また、医療扶助の適正化や資産調査な

どの取り組みを強化します。

②生活保護受給者の自立支援の充実

生活保護受給者の自立を促進するため、自立支援プログラムに基づき、就労支援をはじめ健康管理の支援、債務整理支援などを実施します。

③生活困窮者自立支援事業の推進

相談から自立まで継続的な支援を実施するとともに、ひきこもり支援などの事業拡充についても検討していきます。

第5 健康づくりの推進

予防に重点を置き、ライフステージに応じたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。

①妊娠期からの切れ目のない支援の推進

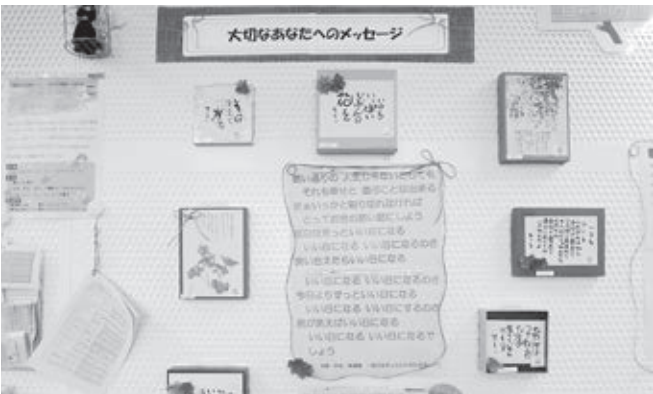
出産・子育てに関する取り組み全体をひとつのプロジェクト「みたか」として捉え、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。

②がん検診の充実と各種検診事業の推進

健康寿命の延伸や医療費削減に向けて、がん予防への取り組みを進めるとともに、新たな検診の導入や質の高い事業の実施に努めます。

③自殺予防を含めたこころの健康づくりの推進

うつ病などの精神疾患を予防するため、こころの健康づくりについての普及啓発に努めるとともに、生きることの包括的な支援を推進します。



自殺予防対策企画展示(大切なあなたへのメッセージコーナー)

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第1 子どもの人権の尊重

「子どもの最善の利益の実現を目指すし、子どもの健全な育成環境を確保するため、関係機関などとのネットワークをさらに充実させて、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

①地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進

「三鷹子ども憲章」の理念の普及・啓発を通じて、地域ぐるみで三鷹の子どもたちの成長を支える環境づくりを進めま

②子ども虐待への適切な対応

子ども家庭支援センターの体制を強化し、子ども虐待予防、早期発見に努め、関係機関と連携した組織的対応力の向上に取り組めます。



子ども家庭支援センターすくすくひろば

③児童養護施設と連携した社会的養育体制の強化

児童養護施設と連携し、養育に特に支援が必要な子どもと子育て家庭に対する支援の充実について検討し、社会的養育体制の強化に取り組めます。

第2 子育て支援の充実

すべての子どもと子育て家庭が生き生きと安心して生活できるよう、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、「子育て世代包括支援センター機能」の充実を図り、妊娠期から切れ目のない子ども・子育て支援施策を推進します。

①子育て世代包括支援センター機能の充実

「総合保健センター」「子ども発達支援センター」「子ども家庭支援センター」の3施設が中核となり、すべての子どもと子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援します。

②地域子ども・子育て支援事業の充実

子育て家庭の多様なニーズを把握し、地域の教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、相談機能や育児講座などの充実を図ります。



下連雀保育園

③地域における総合的な子どもの居場所・遊び場づくり

学校や地域の諸施設などを拠点とした子どもたちの居場所・遊び場づくりを進め、子どもの総合的な育成環境の整備を推進します。

第3 魅力ある教育の推進

「人間力」と「社会力」を育む教育活動を充実し、「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育」を通して、三鷹の子ども一人ひとりのニーズに応じた教育内容の充実を図ります。

①「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育の更なる推進

「小・中一貫型小学校・中学校」として位置付けた三鷹市の7学園について、これまでの実績や各種学力調査結果などに基づき、さらなる改善を図ります。

②「スクール・コミュニティ」の創造に向けた支援組織の充実

スクール・コミュニティの創造に向けて、学校支援者の組織化の支援とともに、学校を拠点とした地域活動の活性化を図ります。

③個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進

一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、ICTの活用を含め、多様な教育方法を取り入れた指導を推進します。

第4 安全で開かれた学校環境の整備

安全で快適な学校環境の整備に向けて、長寿命化改修工事、トイレ改修工事、空調設備改修工事などに取り組むとともに、災害発生時の避難所としての開設・運営に係る施設整備の充実と、防災拠点としての機能強化を図ります。

①学校施設の長寿命化と施設環境の整備

建替えを見据えた効果的・効率的な改修を進めるため、学校施設長寿命化計画(仮称)を策定し、学校施設の長寿命化と防災機能強化を図ります。

②児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保

下連雀五丁目第二地区開発事業への対応について、保護者などへの丁寧な周知に努めながら、新たな通学路の指定と安全対策の検討・整備を進めます。

③学校の地域拠点化の推進

学校を拠点とした子どもの安全安心な居場所づくりを進めるとともに、生涯学習・文化・スポーツの拠点としての学校施設の地域開放を推進します。



長寿命化改修工事後の第二小学校

第7部

創造性と豊かさをひろげる
生涯学習・文化のまちをつくる

第1

生涯学習の推進

1

生涯学習活動

個人の学習成果を地域社会に還元する「学びと活動の循環」による持続可能な社会の構築を目指し、行政の各分野やさまざまな生涯学習関係機関などが連携・協働してまちづくりに資する人材の育成および活動の場の提供に努めます。

①生涯学習センターを拠点とした生涯学習の基盤づくり

市民間の交流を促進するとともに、広く市民の生涯学習に対する意識を高め、生涯学習の一層の推進を図ります。

②市民ニーズの把握と生涯学習の一層の推進

市民ニーズの把握に努めるとともに、市民の主体的な生涯学習活動や、多くの学習グループの活動を推進します。

3

情報提供と相談体制の充実

情報誌の発行など、市民への情報提供の充実に努めるとともに、個人や市民学習グループが持つさまざまな要望などに対して相談業務を推進します。

2

図書館活動

三鷹市立図書館の基本的運営方針によって明確にした目指す図書館像「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向けた取り組みを進めます。



三鷹市立図書館

①図書館施設の適切な維持・補修と図書館ネットワークの再構築

西部図書館の改修工事など、老朽化した図書館施設・設備の計画的な改修を実施するとともに、図書館ネットワークの再構築を検討します。

2

図書館システムの更新

図書館システムを更新し、利便性の向上および情報発信の充実とともに、読書や図書館利用の楽しさが増すような魅力あるサービスを実現します。

③電子書籍の導入に向けた検討と地域資料の充実とデジタル化

電子書籍サービスの導入に向けた検討を進めます。地域資料については、資料の充実を図るとともに、デジタル化の実現に向けて検討します。

第2

市民スポーツ活動の推進

「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツに親しむ環境を充実し、ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツライフの推進に努め、人生100年時代における「ひとり1スポーツの三鷹」の実現を目指します。



三鷹市民駅伝大会

①三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総点検と魅力的で効率的な管理運営

当該施設の総点検を市民や関係機関などと実施し、その結果を踏まえ、複合施設のメリットを生かしたより使いやすく、質の高い市民サービスを提供します。

②SUBARU総合スポーツセンターを中心としたライフステージ等に応じたスポーツ機会の提供

スポーツを取り入れた健康・体力づく

りや、ライフステージに応じたスポーツをする機会を充実します。

③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の積極的な推進と市民に受け継がれるレガシーの創造

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成大会に関わることで感動体験の創出の創造などに取り組めます。

第3

芸術・文化のまちづくりの推進

三鷹のまち全体の活性化へとつながる「文化の薫り高い三鷹」を目指した芸術・文化のまちづくりを推進します。また、地域文化財を活用した三鷹型エコミュージアム事業の展開を図り、魅力あるまちづくりを推進します。

1

三鷹市ゆかりの文化人の顕彰

市にゆかりのある文学者の顕彰事業について、企画・実施に取り組みます。太宰治に関する貴重な資料などを展示するとともに、吉村昭の書斎の移築・公開に向けた検討を進めます。

2

地域文化財の保護・活用

三鷹型エコミュージアムについて、一体的な事業展開を図るとともに、市民との協働により地域全体の文化財の保護と活用に取り組みます。

③「みたか・子どもと絵本のプロジェクト」の推進と「星と森と絵本の家の特色ある運営

プロジェクトの拠点である同施設では、国立天文台との連携と市民との協働により特色ある運営を推進します。



星と森と絵本の家

第8部

ふれあいと協働で進める
市民自治のまちをつくる

第1

コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

コミュニティ創生の次なるステップに向けて、多様な主体が協働・連携し、多世代交流や地域のつながり、支え合いを深める取り組みを進めます。また、関連事業を展開しながら、地域課題の解決を目指します。



三鷹ネットワーク大学

①コミュニティ活動の新たな展開に向けた取り組み

地域コミュニティの活動を支援するための新たな仕組みや組織づくりに取り組みます。

2

地域の人材育成の推進

地域での要望や課題に対し、総合的な視点から取り組みを推進できるような地域の人材の発掘・育成を進めます。

3

市民参加手法の検討・推進

三鷹市基本構想の改定や次期基本計画の策定を見据え、未来の三鷹を市民と行政が共に考え、創り上げていけるような新たな市民参加の手法を検討し、推進していきます。

④三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進

まちづくり研究員の活性化やボランティア・ポイント制度(仮称)を活用した地域通貨の検討など、三鷹のブランド力の向上に向けた三鷹まちづくり総合研究所事業の推進を図ります。

第2

「21世紀型の自治体」の実現と都市自治の確立

自治基本条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図るとともに、地域のあらゆる資源を活用し、民学産公による参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。また、都市としてのブランド力を高める取り組みを推進します。

①防災都市づくりの検討とファシリティ・マネジメントの推進

高い防災機能を有する強じんなまちを構築するため、災害時における公共施設の機能や連携のあり方など、防災都市に向けた総合的な検討を進めます。

②都市経営の視点を取り入れた行財政改革の推進

民間活力の活用を図りながら三鷹のまちの魅力や価値を高める「都市経営」の視点を行財政改革の考え方として取り入れて、課題解決を図ります。

③公有地の資産活用に向けた売却計画等の再調整

三鷹中央防災公園・元気創造プラザに集約した施設跡地の売却計画などについて再調整し、資産活用など今後のあり方について検討を進めます。



三鷹中央防災公園・元気創造プラザ

④三鷹市人材育成基本方針等に基づく職員力の向上

三鷹市人材育成基本方針の改定や職員力を発揮しやすい人事制度の構築などに取り組むとともに、職員のライフ・ワーク・バランスを積極的に推進します。

⑤事務処理におけるリスクの評価・管理に係る体制の整備

適正かつ効率的に行政サービスの提供を行うため、リスクの評価や管理などに関する基本的な方針を定め、不正な事務処理などの発生を防止する組織的な体制を整備します。

⑥市民サービスの新たな展開に向けた検討

既存の施設の機能転換や市民へのアウトリーチ支援などの行政サービスのあり方に関する研究などを通して、多様な視点から新たな行政サービスを検討します。



三鷹台市政窓口



主要施策の方向性 ― 選択と集中による施策の重点化

基本目標の実現に向けて

第2次改定の基本目標である「人間のあすへのまち」を実現するためには、さまざまな施策を効率的・効果的に推進していく必要があります。一方、持続可能な自治体経営を推進していくためには、施策の必要性や優先度を見極め、選択と集中による事業展開を図ることが不可欠です。

施策の重点化

第2次改定では、基本構想が掲げる「自治体経営の基本的な考え方」をすべての施策に通じる基礎とし、特に優先して取り組むべき施策の方向性を「施策推進の理念」とします。その上で、この理念に基づく事業展開の指針を「施策の柱」とし、施策の重点化を図ります。

施策の柱① 都市再生

高度経済成長期に整備した都市基盤・施設の多くが短期間に更新時期を迎える中で、建物の耐震化をはじめとした都市の持続可能性を高める都市再生の重要度は、一層高まっています。それと同時に、将来確実に訪れる人口減少時代を見据え、地域特性を生かした適切な都市計画手法などを活用した都市空間を整備していく必要があります。



三鷹中央学園 市立第三小学校

総合行政

基本構想では、「高環境・高福祉のまちづくり」は、8つの「まちをつくる」(＝施策)を総合的に取り組むことにより推進されるとしています。なお、この8つの「まちをつくる」は基本計画の各論(2面～5面参照)として記述されています。

自治体経営の基本的な考え方

「防災・減災」の視点を基礎に、都市計画手法を活用し、未来のまちづくりの姿を具現化できるよう、戦略的なまちづくりを展開します。三鷹のまちの魅力向上や新たな価値を生み出し、質の高い行政サービスの提供と創造的で持続可能な自治体経営を推進します。SDGs^{*}の理念を理解し、未来に向けたまちづくりを進めます。

^{*}SDGs：持続可能な世界を実現するため、国連サミットで採択された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの15年間で達成するために掲げた国際目標のこと。経済・社会・環境など広範囲な課題に関わる17のゴール・169のターゲットから構成されている。



基本目標

この計画の基本目標は、「平和の希求」「人権の尊重」「自治の実現」を基調とした「人間のあすへのまち」の実現です。「人間のあすへのまち」は、「防災・減災」の視点を基礎とした「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現されるとしています。



井の頭公園

施策の柱② コミュニティ創生

少子高齢化や核家族世帯・単身世帯の増加が急速に進む中で、ともに支え合う地域社会の重要性が高まっています。また、コミュニティ活動の担い手不足が課題となっている中、コミュニティ創生の次なるステップに向けた取り組みが重要になっています。



地域ケアネットワークにおける活動風景

優先課題～施策推進の理念～

度重なる震災や異常気象により市民の防災意識が高まる中、地域全体で取り組む防災・減災のまちづくりが喫緊の課題となっています。一方で、防災・減災のまちづくりは施設の整備だけを意味するものではなく、環境への配慮や市民同士のつながりなど多様な視点をもって進めていかなくてはなりません。防災・減災をこうした視点も含めて検討し、まちづくりを推進していくことは、市の魅力向上にもつながります。

三鷹市基本構想とは

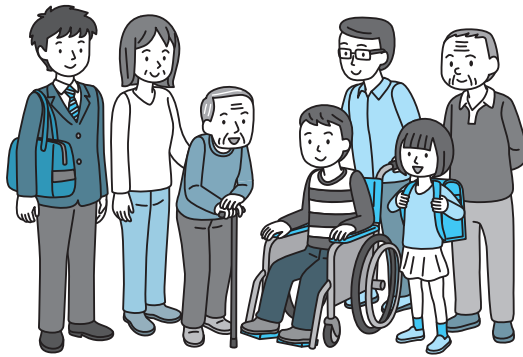
総合的、計画的に市政運営を行うため、おおむね2023年度(令和5年度)を目標年次とし、市の最上位計画として定めたもの。基本計画の基本目標は基本構想と同一であり、基本計画は基本構想の実現を図るために策定している指針となる計画。

健康福祉部

健康福祉総合計画2022

高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する計画や施策を総合した計画です。「高福祉のまちづくり」を目指し、地域での「支え合い」の仕組みづくりや、高齢者・障がい者福祉の充実、健康寿命の延伸を目指した疾病予防と健康づくりの推進、子ども・子育て支援に取り組みます。

担当課：地域福祉課地域福祉係 FAX 29-9620
✉chiiki@city.mitaka.tokyo.jp



都市整備部

土地利用総合計画2022

「高環境・高福祉」「豊かさや質の高いまちづくり」に取り組み、市の将来像である「緑と水の公園都市」を実現するため、「都市整備の骨格(軸)」「都市整備の拠点(面)」「まちづくりのゾーニング」の3つの視点から具体的な施策を明らかにするとともに、課題や住区ごとのまちづくりの方針を定めています。

担当課：都市計画課都市計画係 FAX 46-4745
✉toshikeikaku@city.mitaka.tokyo.jp

子ども政策部

子育て支援ビジョン

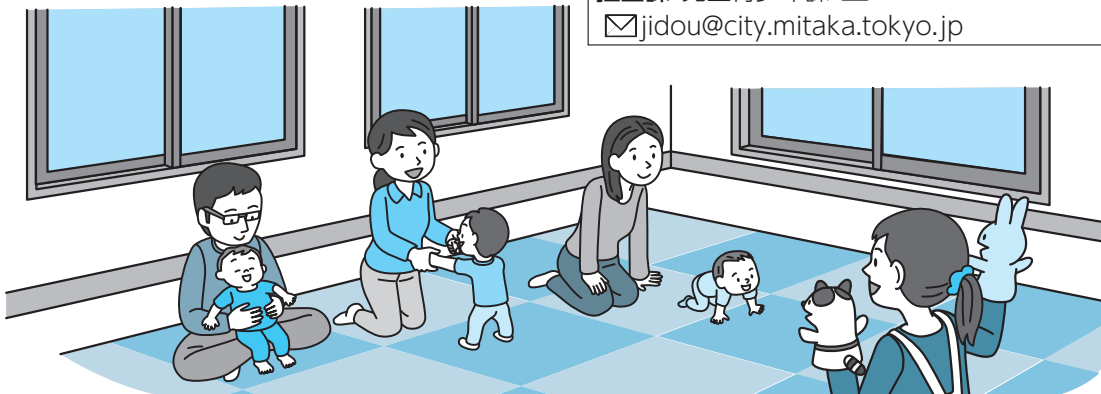
市が目指すべき「次世代育成の環境整備」に向けて「未来への投資」を効果的に行うための子育て支援施策の基本的かつ総合的な指針です。社会経済状況や国の社会保障制度の改正、これまでの市の取り組みの成果を踏まえた改定を行います。

担当課：児童青少年課 FAX 29-9619
✉jidou@city.mitaka.tokyo.jp

子ども・子育て支援事業計画

「夢を持ち、明日に向かって行動し友だちと共感できる子ども」を目指す子ども像とし、市民のふれあいと支え合いのもとで、いきいきと子どもが育ち輝き、子育ての喜びが実感でき、誰もが安心して教育・子育てができるやさしいまちづくりを目指して、切れ目のない子ども・子育て支援の推進を目的としています。子育て支援ビジョンと一体的に、現行の第1期計画を見直し、第2期計画を策定します。

担当課：児童青少年課 FAX 29-9619
✉jidou@city.mitaka.tokyo.jp



緑と水の基本計画2022

市の将来像である「緑と水の公園都市」の実現を図ることを目的としています。「土地利用総合計画2022」「三鷹市景観づくり計画2022」と相互に連携・補完し、防災機能の充実と市民に親しまれ魅力ある公園づくりを推進します。また、市民の主体的な緑化推進と緑の「質」の向上など、市民協働による緑と水のまちづくりのさらなる展開を目指します。

担当課：緑と公園課 FAX 46-4745
✉midori@city.mitaka.tokyo.jp

バリアフリーのまちづくり基本構想2022

すべての人が年齢や性別、障がい、国籍などに関わりなく、いきいきと安心して暮らせるまちをつくることを目的としています。ハード面での整備、人々の意識など、あらゆる分野でのバリアフリー化を進めていきます。

担当課：都市計画課開発指導係 FAX 46-4745
✉toshikeikaku@city.mitaka.tokyo.jp

教育部

教育ビジョン2022

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の一層の充実・発展を図るとともに、地域をつなぐ拠点となる学校・学園づくりを目的としています。「人間力」「社会力」を兼ね備えた子どもたちを育成するために、学校・家庭・地域の力を結集して特色ある教育活動の充実を図り、より一体感のある学園運営と持続可能なシステムの構築を目指します。

担当課：指導課教育振興係 FAX 43-0320
✉shido@city.mitaka.tokyo.jp

教育支援プラン2022

学校・家庭・地域の力を得て次代を担うすべての子どもたちが心豊かに育つように支援することを目的としています。計画の推進に当たっては、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援など3つの教育支援を柱として、新学習指導要領や「教育ビジョン2022」、福祉部門の計画などの整合を図り、総合的な視点から施策の充実を進めます。

担当課：学務課総合教育相談係 FAX 43-0320
✉gakumu@city.mitaka.tokyo.jp

みたか子ども読書プラン2022

子どもの読書環境の整備と読書活動の支援を目的としています。「子どもが本を手にするしくみ」「読書の楽しさを伝えるしくみ」を2つの柱として、引き続き、団体貸出サービスなど各種サービスの充実やサポーターの育成を推進します。また、中学・高校生向けサービスおよび多文化サービスの充実に取り組みます。

担当課：三鷹市立図書館図書サービス係 FAX 43-0332
✉toshokan@city.mitaka.tokyo.jp



交通総合協働計画2022

市における公共交通などをとりまく課題認識のもと、市民の暮らしの中で大きな機能を果たしている都市交通全般について、満足度と質が高く誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備を目標に、将来にわたる市ならではの「総合的な交通計画」として策定しています。

担当課：道路交通課都市交通係 FAX 48-0975
✉doro@city.mitaka.tokyo.jp

下水道経営計画2022

都市型水害対策や地震対策など新たな課題対応が求められる中、健全な下水道経営のもとで、安定した下水道サービスを引き続き提供していくため、下水道事業の総合的・計画的な事業展開と財政運営の見通しを明らかにし、効果的・効率的な下水道事業を推進することを目的とした計画です。

担当課：水再生課業務係 FAX 43-4552
✉mizusaisei@city.mitaka.tokyo.jp

個別計画
一覧

基本計画と同時に改定を行う個別計画

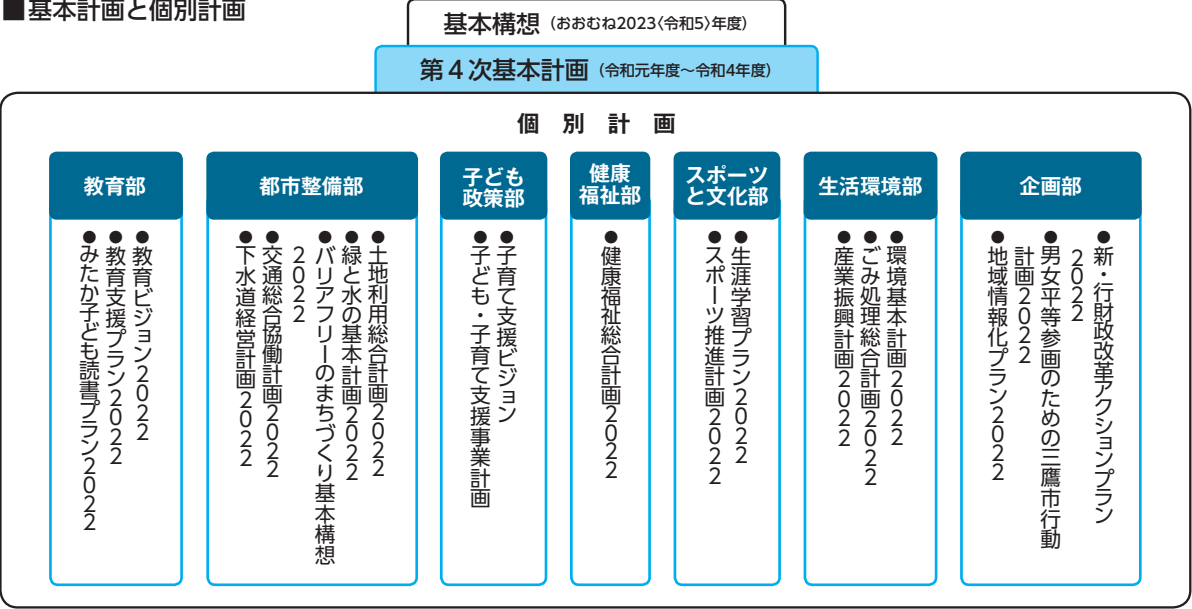
個別計画とは、基本計画に基づく各事業の目標やスケジュール、詳細な取り組み内容などを記載したものです。

法令などの定めがあるものを除き、「第4次基本計画」の第2次改定と同時並行的に改定を進めています。

今回は、改定を進めている個別計画について、その概要をお示しするとともに、市民のみなさんのご意見を募集します。ご意見がございましたら各個別計画に掲載の担当課までお寄せください。

※今回の意見募集の後、令和2年1月頃に個別計画に対するパブリックコメントを実施する予定です。

■基本計画と個別計画



企画部

新・行財政改革
アクションプラン2022

行政サービスの質の向上を図りつつ事業を徹底的に見直すことで「行政のスリム化」を図り、持続可能な自治体経営を推進することを目的としています。今回の改定では、高齢化の進行や生産年齢人口の割合の低下など、低成長時代における緊縮財政を前提に、客観的なデータに基づいて事務事業の整理を進めていくとともに、行財政改革の新たな考え方として、まちの魅力を高めてにぎわいを創出する「都市経営」の視点を加えて、取り組みを進めます。

担当課:企画経営課企画調整係 FAX48-1419
✉kikaku@city.mitaka.tokyo.jp

男女平等参画のための
三鷹市行動計画2022

女性も男性も性別に関わらず、個人としてだれもが尊重され、一人ひとりの個性と能力が、そのライフスタイルやライフステージに応じて十分に発揮できる男女平等参画社会の実現を目的としています。平成18年に制定された「男女平等参画条例」の趣旨を踏まえ、市、市民および事業者などと協働で施策・事業を具体的かつ総合的に推進します。また、新たに「三鷹市女性活躍推進計画(仮称)」を策定し、行動計画に包含します。

担当課:企画経営課平和・女性・国際化推進係 FAX48-1419
✉kikaku@city.mitaka.tokyo.jp

地域情報化プラン2022

デジタル技術の活用による安全・安心な生活環境の実現、より利便性の高い市民サービスの提供、市民間の豊かな情報交流の実現を目指すとともに、個人情報保護や情報セキュリティの確立、災害時における事業継続性の確保などを図ることを目的として、情報環境の整備や行政手続のデジタル化を推進するものです。Society5.0*の到来や新たな技術の進展など将来を見据えた改定を図ります。

※Society5.0: IoTやAI、ロボットなどの最新技術を用いることにより、新たな価値の創出や課題の克服を目指す社会のこと。

担当課:情報推進課 FAX46-5034
✉jouhou@city.mitaka.tokyo.jp

生活環境部

環境基本計画2022

「循環・共生・協働のまち みたか」を実現するため、「健康で安全に生活できる社会」「循環型社会の形成」など4つの環境目標を定め、さらに各目標の達成度を確認するための達成指標を設定し、施策を推進しています。改定においては、SDGsなどの観点から将来を見据えた環境目標や指標の見直しを行い、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指します。

担当課:環境政策課 FAX45-5291
✉kankyo@city.mitaka.tokyo.jp

産業振興計画2022

企業誘致の推進、商店街の活性化、SOHO支援の充実、都市型観光の推進など「価値創造都市型産業の振興」を目的としています。改定に当たっては商工振興対策審議会などと協議を行い、市のこれまでの取り組みや国・都の制度改正、社会経済状況の変化などを踏まえながら、「産業と生活が共生する都市」の実現を目指します。

担当課:生活経済課商工労政係 FAX46-4749
✉keizai@city.mitaka.tokyo.jp

ごみ処理総合計画2022

循環型社会の基本となる3R(リデュース、リユース、リサイクル)と社会的費用の低減の視点を盛り込んだ長期的、計画的なごみ処理を定めています。現状における施策の進捗状況を踏まえ、目標指数を見直し、市民、事業者と連携し、食べきり運動をはじめとした新たな取り組みにより、さらなるごみの減量・資源化を推進します。

担当課:ごみ対策課 FAX47-5196
✉gomi@city.mitaka.tokyo.jp



スポーツと文化部

生涯学習プラン2022

「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」ことを基本理念にしています。市民との協働による生涯学習を推進し、市民自らが学び、豊かな心を育み、成長し、また学んだことを地域に返す(活かす)「学びと活動の循環」や人とのつながりを創出することにより、地域全体が発展して将来にわたって受け継がれていく生涯学習社会の実現を目指します。

担当課:生涯学習課 FAX29-9040
✉shogai@city.mitaka.tokyo.jp

スポーツ推進計画2022

市民がスポーツを生涯の友にできるよう、ライフステージ、ライフスタイルに応じ、「いつでも、どこでも、だれとでも、そしていつまでも」スポーツ文化に親しむ機会と環境の充実を図るとともに、市民スポーツ活動を推進し、健康・体力の増進とコミュニティの創生に取り組みます。

担当課:スポーツ推進課 FAX45-1167
✉supotsu@city.mitaka.tokyo.jp



みたかまちづくりディスカッション

「みたかまちづくりディスカッション」は、市で実績を重ねてきた「無作為抽出による市民討議会」の手法で、平成18(2006)年からこれまで計9回実施しています。18歳以上の市民を対象に無作為抽出で参加依頼書を送り、承諾いただいた方による討議会を実施することで、これまで市政への参画経験があまりない方も含め、より広く、より多くの市民のみなさんからの声を聴けることが特徴です。市の今後の4年間の方向性を、同じ立場の方々がそれぞれの経験や思いをもとに話し合います。ここで話し合われた結果は、12月に策定する基本計画の「2次案」に反映していきます。

◆実行委員会を設置しました

「まちづくりディスカッション」では市民同士の議論を公平に進めるために、市民による実行委員会が中立な立場で運営を行っています。今回は7月10日(水)にNPO法人みたか市民協働ネットワークと「みたかまちづくりディスカッション」の実施に関するパートナーシップ協定を締結し、実行委員会を設置しました。



「パートナーシップ協定締結式」

開催日

日 11月2日(土)、11月3日(日)

所 教育センター(下連雀9-11-7)

※傍聴を希望される方は直接会場へお越しください。

今後の予定

11月中旬

まちづくりディスカッションの結果を実行委員会がとりまとめ、市民意見として市に提出します。市では、同時期に行うワークショップなどにより出された市民意見と同様に「2次案」への反映を図ります。

3月

実行委員会は実施報告書を取りまとめ、市へ提出します。

話し合いの方法

1

情報提供

市政への参画の経験が少ない方でも気軽に参加できるよう、当日テーマに関する情報提供を行います。



2

グループ討議

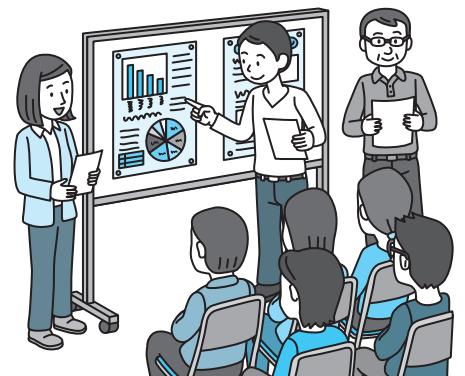
グループに分かれて、テーマについて話し合いをします。



3

発表

各グループで話し合われた内容について発表し、全体で情報を共有します。



4

投票

各グループの発表の後に、傾向と分析のために投票を行います。

まち歩きをしながら
「気付き」をコメントしよう

まちづくりコメント

日 10月27日(日)まで実施 市内全域

みたか太陽系ウォークと
同時開催

「みたか太陽系ウォーク」を、市民参加によるまちづくりに発展させる新たな取り組みを実施します。

同イベントの公式サイト内にある専用投稿ページから、まちを歩いてみなさんが発見した「三鷹の良いところ」「もっと良くしてほしいところ」などのコメントを投稿してください。

参加方法

どなたでも参加できます。お持ちのスマートフォン(タブレット端末)で右記の二次元コードを読み取り、専用のアンケートフォームにアクセスしてください。必要事項や「気付き」の内容(140文字以内)を入力し、投稿をした方に、オリジナルグッズをプレゼントします。※プレゼントはなくなり次第、配布を終了します。



まちづくりコメント利用ガイド



1 「みたか太陽系ウォーク」に参加して、市内をめぐりながら「三鷹の良いところ・もっと良くしてほしいところ」を探します。



2 ①で見つけた内容を、スマートフォンなどで専用サイト(上記二次元コードからアクセス)に投稿します。



3 投稿が完了すると表示されるキーワードを、太陽系ウォークのスタンプ台紙にある記入欄に書いてください。



4 キーワードを記載した台紙を三鷹ネットワーク大学へ持参した方に、オリジナルグッズを差し上げます。

第4次基本計画第2次改定に向けた市民参加

今年度末の「第4次基本計画(第2次改定)」の策定に向けて、9月に1次案を確定しました。この1次案に対するみなさんの意見をお聞きする機会として、さまざまな市民参加の取り組みを展開する予定です(詳しくは12面へ)。

ここでは、10月から11月にかけて実施する取り組みを紹介します。

ワークショップ

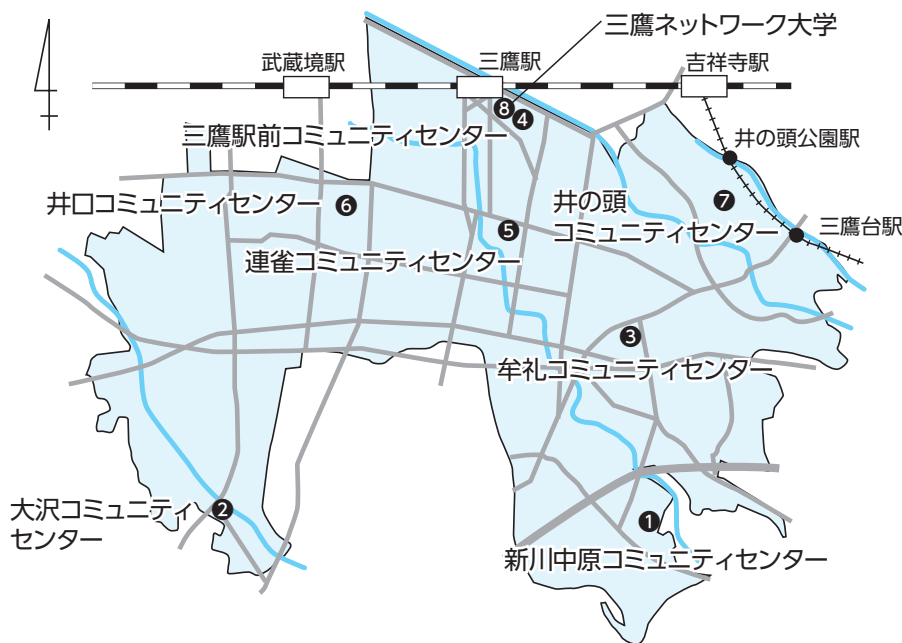
新たな市民参加の取り組みの一つとしてワークショップを開催します。

1グループ5人程度(おおむね5グループを想定)のワークショップ形式で行い、第4次基本計画の第2次改定にとどまらず、将来の市のまちづくりについてなど、幅広く議論していただきます。どなたでも参加ができ、市職員も参加者の一人として議論に加わります。

ワークショップは、7つの住区ごとに行う「エリア別ワークショップ」と、4つのテーマごとに行う「テーマ別ワークショップ」の2種類を開催します。

エリア別ワークショップ 各エリア25人程度

- ①新川中原コミュニティセンター
所 新川1-11-1 日 10月19日(土)午前10時30分～午後1時00分
- ②大沢コミュニティセンター
所 大沢4-25-30 日 10月19日(土)午前10時30分～午後1時00分
- ③牟礼コミュニティセンター
所 牟礼7-6-25 日 10月19日(土)午後3時～午後5時30分
- ④三鷹駅前コミュニティセンター
所 下連雀3-13-10 日 10月23日(水)午後6時30分～午後9時00分
- ⑤連雀コミュニティセンター
所 下連雀7-15-4 日 10月26日(土)午前10時～午後0時30分
- ⑥井口コミュニティセンター
所 井口1-13-32 日 10月26日(土)午後3時～午後5時30分
- ⑦井の頭コミュニティセンター
所 井の頭2-32-30 日 10月26日(土)午後3時～午後5時30分

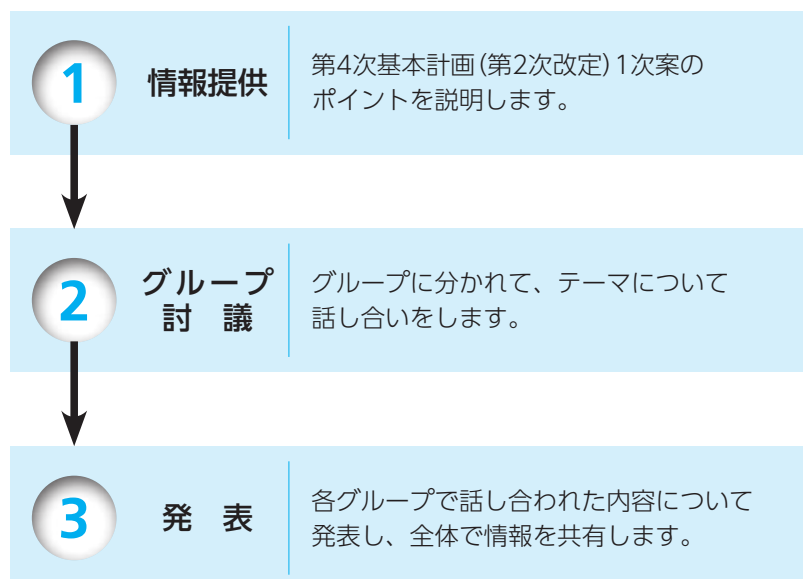


テーマ別ワークショップ 各テーマ25人程度

- ⑧三鷹ネットワーク大学
所 下連雀3-24-3 日 10月14日(祝)
- ①**みらいの三鷹駅前**:午前9時30分～午後0時30分
市の玄関口にふさわしい三鷹駅前について
- ②**子どもたちの放課後**:午前9時30分～午後0時30分
小学生の放課後の居場所のあり方について
- ③**孤立しない介護**:午後2時～午後5時
介護をする方が地域から孤立しないような「支え」について
- ④**身近なコミュニティバス**:午後2時～午後5時
誰もが利用しやすいコミュニティバスのあり方について



ワークショップの進め方



多くの市民のみなさんの
参加をお待ちしています

ワークショップへの参加方法

各ワークショップの開催日前日の午後5時までに電話またはメールで氏名・連絡先・参加希望のワークショップを企画経営課☎45-1151内線2151・✉kikaku@city.mitaka.tokyo.jpへご連絡ください。

※定員に余裕があるワークショップについては、当日参加も可能ですので、お問い合わせください。



第4次基本計画第2次改定が確定するまでの流れ

第4次基本計画の第2次改定に向けた令和元年度の取り組みは次のとおりです。今回の「1次案」に続いて、令和元年12月には「2次案」をお知らせし、みなさんの意見を反映しながら進めていきます。

第4次基本計画第2次改定(1次案)に対する市民参加

- 1

アンケート

本号に同封の、アンケートにご協力ください。
回答期限:令和元年11月1日(金)
(消印有効)
回答方法:アンケートの切取線部分を切りとり、切手を貼らずに郵便ポストに投函してください。


- 2

エリア別・テーマ別ワークショップ (11面をご覧ください)

①エリア別ワークショップ
10月19日(土)、23日(水) 所 各コミュニティセンター
②テーマ別ワークショップ
10月14日(祝) 所 三鷹ネットワーク大学
- 3

まちづくりディスカッション (10面をご覧ください)

11月2日(土)、3日(祝) 所 教育センター
※無作為抽出により、事前に参加者が決定しています。
- 4

まちづくりコメント (10面をご覧ください)

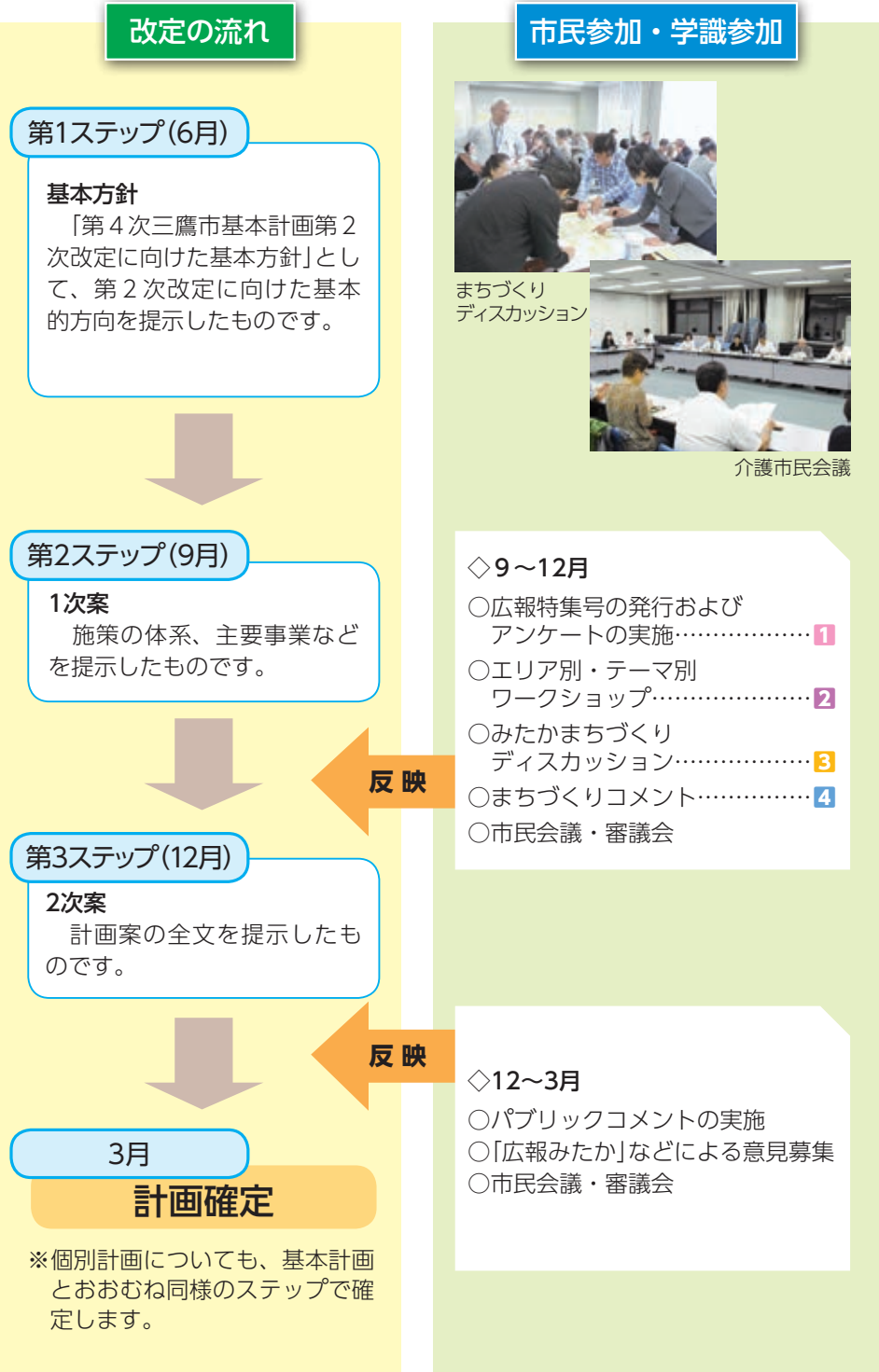
9月20日(金)～10月27日(日) 所 市内全域

「第4次基本計画第2次改定(1次案)」へのご意見をお寄せください

11月5日(火)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を差し支えない範囲で記入し、直接または郵送で「〒181-8555三鷹市役所企画経営課」・FAX 48-1419・kikaku@city.mitaka.tokyo.jpへ提出ください。

※1次案の全文は市ホームページからご覧いただけます。また、市立図書館、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、コミュニティセンターで閲覧できます。

第4次基本計画第2次改定のステップ (令和元年度の取り組み)



平成30年度の取り組み

平成30年度に実施した第4次基本計画の第2次改定に向けた市民参加・職員参加の取り組みについてご紹介します。

「第4次三鷹市基本計画第2次改定等に向けた市民満足度・意向調査」の実施 (平成30年6月)

第4次基本計画の第2次改定に向けた基礎調査の一環として、行政サービスや施策をはじめとした、市民のみなさんの市政に関する想いや考え、評価などを伺うために行ったものであり、基本計画の策定および改定の前年度に実施しています。

今回は、無作為で選ばせていただいた満15歳以上の市民3,500人に調査票を郵送し、1,667人の方に回答をいただきました。

「三鷹を考える論点データ集」「三鷹を考える基礎用語事典」(web版)の発行 (平成30年12月)

「三鷹を考える論点データ集」は、近隣市との比較データなどを掲載し、市の課題や取り組み状況を視覚的にまとめた冊子です。「三鷹を考える基礎用語事典」は、市の課題や取り組みの内容を事典スタイルで編集し、項目別に示したものです。いずれも市ホームページや「みたかe-bookポータル」でご覧いただけるほか、相談・情報課(市役所2階)、三鷹図書館(本館)でもご覧いただけます。



三鷹まちづくり総合研究所「市政に関する将来課題の調査研究分科会」での検討 (平成30年7月～31年3月)

「三鷹まちづくり総合研究所」(所長＝三鷹市長)を三鷹ネットワーク大学と共同で設置し、「市政に関する将来課題の調査研究」として、「土地利用のあり方」「行政サービスのあり方」「コミュニティのあり方」「学びの循環と人材活躍のあり方」について検討を行い、報告書をまとめました。